

リサイクルハウスかざぐるま

ご家庭で不用になった衣類・雑貨などを欲しい人にゆずることが出来る場所を提供し、再使用（リユース）活動を促進しています。

開館時間 午前9時～午後5時
(出品・精算の際は、午後4時30分までにご来館ください。)

休館日 毎週月曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）、
その他館内整理日

所在地、交通アクセス、問合せ先は P.52 をご覧ください。



▲展示室（かざぐるま箱崎町）



◀リサイクルハウス
かざぐるまの
ホームページ

明石町

<かざぐるま明石町>

施設の内容

- 不用品の展示室
- 不用品の受付・精算カウンター
- 不用品交換情報コーナー

箱崎町

<かざぐるま箱崎町>

施設の内容

- 不用品の展示室
- 不用品の受付・精算カウンター
- 不用品交換情報コーナー
- ミシン室
- 工房室

※リサイクルハウスかざぐるま明石町は、令和5年8月下旬に休館し、京華スクエア（中央区八丁堀3-17-9）でリサイクルハウスかざぐるま八丁堀として、令和5年10月に移転オープンする予定です。

環境情報センター

環境情報センターは、地球温暖化などのさまざまな環境問題に関する情報や取り組みを広く発信するとともに、区民や事業者、環境活動団体が環境活動の場として利用することができる施設です。

また、環境問題への関心や環境活動の輪を広げていくための講座や、楽しみながら環境について学べる体験型のワークショップなど、各種のイベントを実施しています。

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

※ただし、施設の清掃や保守点検のため、臨時休館することがあります。

所在地、交通アクセス、問合せ先は P.52 をご覧ください。

施設の内容

- ・ 展示情報コーナー
- ・ 研修室 1（有料）
- ・ 研修室 2（有料）
- ・ 交流室
(環境活動登録団体のみ利用可)



▲環境情報センター
のホームページ



▲展示情報コーナー

その他のリサイクル事業

リサイクル推進協力店

区では、リサイクル商品を取り扱っているお店や簡易包装等を推進しているお店など、ごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる販売店等を「リサイクル推進協力店」として認定し、区民の皆さんに紹介しています。これにより、リサイクル活動の推進およびリサイクル意識の向上を図っています。



リサイクル推進協力店
ステッカー

リサイクル推進協力店として認定を希望される販売店等の方は、以下の対象条件をご確認のうえ、区に認定申請書を提出してください。

(認定申請書は、ページ下部に記載している区のホームページからダウンロードできます。)

- ・リサイクル商品や環境保全型商品を積極的に販売、または取り扱っているお店
- ・使い捨ての容器や商品等の販売および使用を自粛しているお店
- ・簡易包装を推進しているお店
- ・以上のほか、リサイクル活動を積極的に推進しているお店

問合せ先 環境土木部 中央清掃事務所 清掃事業係 ☎ (3562) 1523

自転車のリサイクル

区が撤去・保管している放置自転車のうち、引き取り手のない自転車を中央区放置自転車リサイクル事業協力店（以下「協力店」という）により点検・整備し、協力店で安い価格で販売しています。

販売自転車につきましては、直接協力店にお問合せください。



問合せ先 環境土木部 交通課 交通対策係 ☎ (6278) 8171

★リサイクル推進協力店および中央区放置自転車リサイクル事業協力店は区のホームページをご覧ください。

中央区ホームページへのアクセス方法

中央区ホームページ <https://www.city.chuo.lg.jp/>

トップページの「ごみ・リサイクル」をクリック→「ごみ減量・リサイクル」→「不用品の販売、交換・土のリサイクル」の順にクリックし、「リサイクル推進協力店」の欄よりご覧ください。



事業者への取り組み

事業用大規模建築物（延床面積3,000㎡以上）のごみ減量とリサイクルの推進

区内で発生するごみ量の約80%を事業系廃棄物が占めています。（令和元年度中央区ごみ排出事態調査より）
区では、ごみの排出量が多い事業用大規模建築物への立入検査を行い、ごみ減量・適正処理の指導・助言を行っています。

事業者の責務 [中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「条例」という。）第8条]

- 廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により「廃棄物減量」に努める。
- 廃棄物は自らの責任において適正に処理する。

事業用大規模建築物の所有者等の義務 [条例第18条]

（事業用途に供している延床面積が3,000㎡以上の建築物に適用）

- 廃棄物管理責任者を選任する。
- 再利用に関する計画を作成し、区長へ提出する。
- 敷地内に再利用対象物の保管場所を設置する。
- 廃棄物を排出する者は、廃棄物の減量について所有者に協力する。



★廃棄物管理責任者の役割（事業用大規模建築物における廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する要綱第6条）

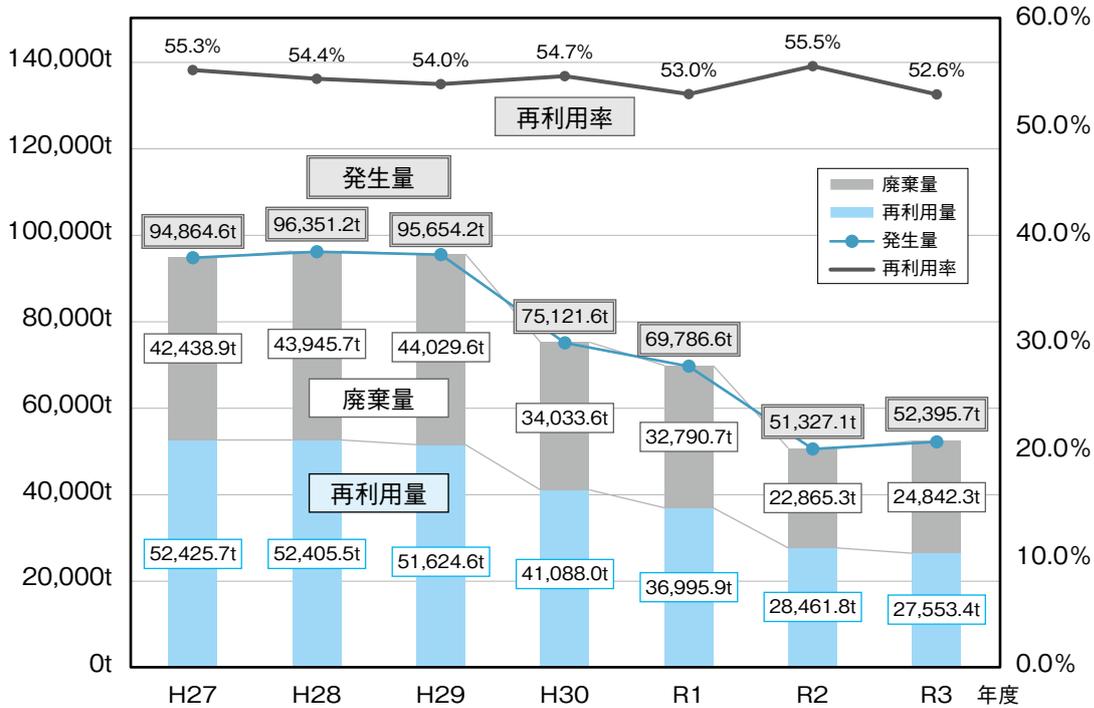
- ・ 廃棄物、再利用対象物の発生量・搬入先等の把握
- ・ 3R推進のための所有者との連絡調整や区との連絡調整
- ・ テナント、社員などへのごみ減量、リサイクルおよび適正処理の要請

所有者等が違反した場合 [条例第20条、21条、22条]

義務に違反した所有者等に対して、区は必要な改善勧告等を行うことができます。

この改善勧告に従わない場合には、所有者名等を公表し、それでも勧告に従わなかった場合には、区長の指定する処理施設（清掃工場など）への搬入禁止や収集もしくは運搬の拒否をすることがあります。

中央区の事業用大規模建築物のごみの現状



	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
届出件数	962	974	1,005	1,007	960	952	955

※届出件数とは、条例に基づき再利用計画書を提出した事業用大規模建築物所有者からの届出件数

上の図は、区内の事業用大規模建築物から発生する一般廃棄物(可燃物)の発生量及び再利用率(率)を年度ごとに集計したグラフです。

発生量は、平成29年度までほぼ横ばいでしたが、平成30年度と令和2年度に大きく減少しています。理由として、平成30年度は東京都中央卸売市場築地市場が豊洲に移転したこと、また、令和2年度は新型コロナウイルスの流行により、テレワークの導入や飲食店の時短営業などが影響し、発生量が減ったものと推察しています。

一般廃棄物(可燃物)の再利用率は、ほぼ横ばいで推移しており、現状のリサイクルが定着しているようです。

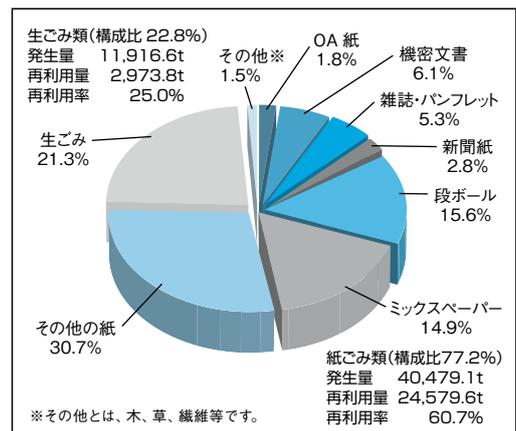
右の円グラフは、令和3年度の事業用大規模建築物から発生した一般廃棄物(可燃物)の組成と生ごみ類および紙ごみ類の発生量や再利用率をあわせて記載しています。

紙ごみ類は全体の約77%(約40,479t)を占めており、その約61%(約24,580t)が再利用されています。しかし、生ごみ類は全体の約23%(約11,917t)ですが、その再利用率は25%(約2,974t)に留まっており、紙ごみ類と比較すると低い水準になっています。

これは、生ごみ類は紙ごみ類に比べ再利用(堆肥化等)に係る処理経費の負担が大きいことが原因の一つとして挙げられます。「食品リサイクル法に基づく基本方針」(令和元年7月12日)において、事業系の食品廃棄物のうち、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品ロスの削減については、SDGsも踏まえ、食品のサプライチェーン全体で平成12年度比で令和12年度までに半減させる目標が設定されるなど、積極的な対応が求められています。

中央区は、区内のほとんどが商業地域であり、たくさんの事業用ビルが建っており、令和元年度中央区ごみ排出実態調査では、区内で発生するごみ量の約80%が事業系廃棄物と推計されています。

中央区でごみの減量を進めていくためには、各事業者の3R(**Reduce: リデュース**、**Reuse: リユース**、**Recycle: リサイクル**)によるごみ減量のための行動が必要です。区では、事業所等への立入検査を継続実施し、ごみ減量についてアドバイス等を行っています。



ちゅうおうエコ・オフィス町内会

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」は区内で事業を営む皆さんが、オフィス古紙の効率的な回収を行うことにより、ごみの減量と資源の有効利用を図ることを目的にしています。オフィスの皆さんが簡単に参加できる循環型社会を目指した古紙回収システムです。



特 徴

●かんたん、手間のかからない古紙の分別

回収ボックス（4個セット）とキャスターを無料レンタルします。

オフィスの皆さんは、4個セットの回収ボックスに分別した紙を入れるだけで、手間がかからず、保管もスッキリ清潔にできます。

回収ボックスは、基本はボックス4個+ふた・キャスターのセットで、移動もスムーズ。コンパクトな縦置きタイプなので場所をとりません。

サイズは4個セットでたて398ミリメートル×よこ562ミリメートル×高さ1,345ミリメートルです。1ボックスには、約20キログラムの古紙が収納可能です。

回収方法

●オフィスの都合に合わせた回収（途中変更可能）

回収日程は下記の4種類から選ぶことができます。

- ① 2週間に1回 ② 4週間に2回 ③ 6週間に1回 ④ 連絡による回収

あとは、専門の回収会社がオフィスにうかがい、古紙をボックスごとに回収し、空のボックスと交換していきます。（共同ビルの場合、1テナントだけでも参加できます。各企業のオフィスまで回収にうかがいます。）

●オフィス環境に合わせた古紙分別

紙の種類や排出量に応じて、次の4種類から自由に組み合わせられます。

1. 上質コピー用紙 2. 再生紙（再生コピー用紙） 3. 新聞・折込み広告等チラシ 4. 雑誌、その他の紙
<この他に、次のものも同時に回収できます。>

・ダンボール（ヒモでしばる。）

・シュレッダー済み古紙（サイズ：5ミリメートル×2センチメートル以上。ビニール袋に入れて空気を抜く。）



経済的な古紙回収システム

このシステムは、古紙回収を共同で行うことにより、回収料金を抑え、さらに古紙の売却代金を返還することで、負担金のコストダウンが可能です。事業系ごみ処理料金(23区)の1kg当たり40円(令和5年10月から46円)に比べて割安です。

申込・問合せ先

ちゅうおうエコ・オフィス町内会事務局代行 株式会社この東京営業所
☎ 090-6789-8699 ファクス (5735) 9178

※「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」入会申込書は、区のホームページからダウンロードできます。

制度の問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 排出指導係 ☎ (3562) 1524



▲ちゅうおうエコ・オフィス町内会のホームページ

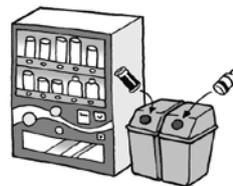
飲料用自動販売機における回収容器の設置

区では、空き缶の散乱防止と資源の再利用促進のため、自動販売機の飲料販売者または管理者に回収容器の設置および空き缶等の再利用を条例で義務づけています。

※ただし、建築物の内部や事務所、工場等の関係者しか利用できないものは対象外です。

回収容器の基準

1. 近隣の美観を損なわないものであること。
2. 容器の容量がおおむね 30ℓ以上であること。
3. 空き缶等を入れることが分かる表示があること。



↑ 確認済証

確認済証の交付

・対象になる飲料用自動販売機を設置する場合は、あらかじめ自動販売機ごとに「設置届」を提出してください。届出に基づき、回収容器の基準を満たしているかを確認し、「確認済証」を交付します。

問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 排出指導係 ☎ (3562) 1524

※設置届は区のホームページからダウンロードできます。



▲設置届のホームページ

建築物の解体工事および建設工事における建設廃棄物の分別・リサイクル

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、解体工事や建設工事等を行う際に、建設廃棄物の分別・リサイクルが義務づけられています。発注者（建築主等）は、対象となる建設工事等を行う場合には、分別解体等の計画等を届け出る必要（工事着手の7日前までに届出）があります。

届出対象工事

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円以上

分別・リサイクルの対象となる建設廃棄物

- ①コンクリート
- ②コンクリートや鉄からなる建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート板など）
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート



問合せ先 都市整備部 建築課 建築調整係
☎ (3546) 5463

ちゅうおう食べきり協力店

食品ロスの削減に取り組む区内の飲食店などを「ちゅうおう食べきり協力店」として認定し、区のホームページで紹介しています。

取り組み内容

- 小盛りメニューやハーフサイズ等の設定
 - ステッカーやポスター等の掲示による食べ残し削減のPR活動
 - ばら売りや量り売り等による食品の提供
 - 賞味期限または消費期限の近い食品の割引販売
 - その他食品ロスを削減するための取り組み
- ※食べ残した料理等の持ち帰り希望者への対応は含まれません。



食べきり協力店ステッカー



協力店の紹介および登録の申請方法については区のホームページをご覧ください。

問合せ先 環境土木部 中央清掃事務所 清掃事業係 ☎ (3562) 1523

▲ちゅうおう食べきり協力店のホームページ

ごみと資源の分け方・出し方

燃やすごみ

生ごみ・木くず・紙くずなど
 生ごみ ※よく水分を切ってから出して下さい
 紙おむつ ※汚物は除く
 たばこの吸殻

プラスチック類
 CD・CD ケース ビデオテープ
 おもちゃ ラップ類

少量の植木の葉・枝
 ※長さをおおむね50cm以下にする

資源に出せない紙類
 紙くず・感熱紙・写真など

ゴム・皮革類
 革ぐつ 革のかばん
 ゴム手袋 ゴムホース ※ひも等でしばる

【出し方】
 「透明・半透明の袋」または「ふたつきの容器」で出す。
 ※袋の口は、テープ止めではなく結ぶ

燃やさないごみ

金属類
 針金ハンガー アルミホイール
 刃物 (紙などに包み「危険」と表示する)
 小型家電製品や時計など ※一辺の長さがおおむね30cmを超えるものは粗大ごみで出す (P.48) ※縦15cm×横26cm以内のものは拠点回収で出す (P.28)
 電球・割れた蛍光管 ※交換した際のケース等に入れて出す ※割れていない蛍光管は拠点回収 (P.27) へ

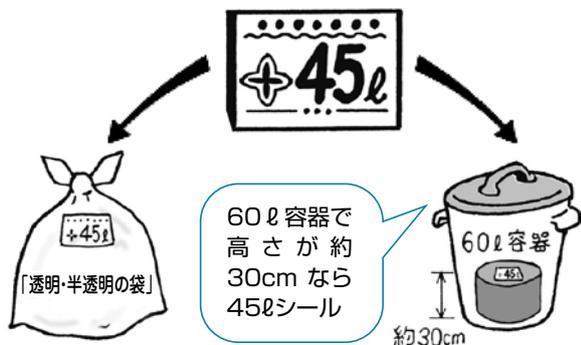
ガラス・陶磁器類
 (割れているものは紙などに包み「危険」と表示する)

【出し方】
 「透明・半透明の袋」または「ふたつきの容器」で出す。
 ※袋の口は、テープ止めではなく結ぶ

注意) 「水銀を含むごみ」の出し方

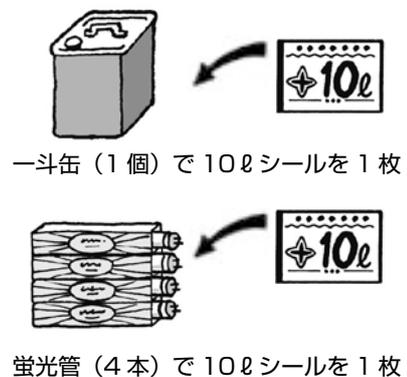
製品の例	体温計・血圧計・温度計 (水銀式のもの)	蛍光管	ボタン型電池
出し方	拠点回収にてお出しください。	拠点回収にてお出しください。	回収協力店の回収ボックスへお出しください。

事業所からの出し方 ~燃やすごみ/燃やさないごみ~



- 【袋で出す場合】**
- 袋の容量に見合った有料シールを上部の見やすい位置に貼る。
 - 袋の口は、テープ止めではなく結ぶ。
- 【容器で出す場合】**
- シールは容器に直接貼らず、ごみの上に新聞紙等を乗せた上に貼る。

●袋に入れにくい物の例



注意) 「水銀を含むごみ」の出し方

事業活動に伴い、水銀をはじめとする有害廃棄物を排出する場合は、法律に基づき廃棄物の処理を許可された業者を通じた適正な処理をお願いします。

プラスチック製容器包装



左記のプラマークがついている容器と包装です。

プラスチック製容器包装の例

・プラスチック製容器包装とは、商品を入れるプラスチック製の「容器」や商品を包む「包装」で、中身の商品を出したり、使ったりした後に、不要となるものです。

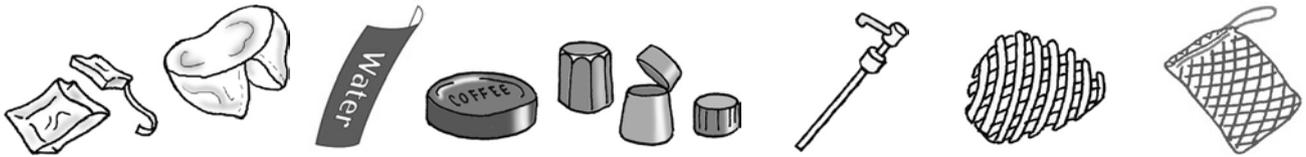
★商品を入れているもの★



ボトル容器／豆腐・卵のパック／カップ麺の容器、ヨーグルト・アイス等のカップ／レジ袋／弁当がら／トレイ…など

★商品を使ったり、分離した場合に不要となるもの★

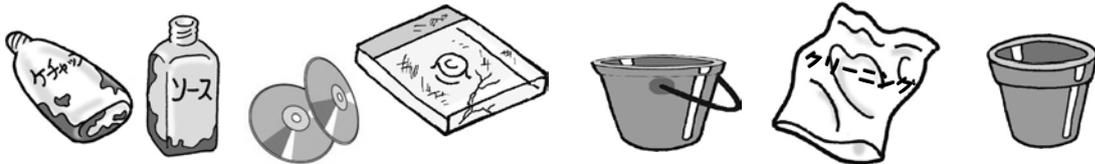
※ペットボトルのキャップや商品の外装フィルムなどのように、本体と分離してしまうようなものは、プラマークの表示が本体と一緒に表示されたり、別に分離できるものに表示されている場合があります。



カップ麺やたばこなどの外装フィルム／ペットボトルのラベルやキャップ／シャンプーなどのポンプ／果物ネット／商品を包む緩衝剤やシートなど

こんなものは出せません!

①  プラマークが無いもの、プラマークがあっても汚れているものは出せません。**燃やすごみ**の日に
出してください。



汚れが落ちないもの／CD・CD ケース／ポリバケツ／クリーニングの袋／洗面器／植木鉢 など

②プラスチックで出来ているものでも金属類などが一体化して取れないものは、**燃やさないごみ**の日に出してください。



はさみ／傘／かみそり／ライター※ など ※中身を使い切る

プラスチック製容器包装の出し方

①中身が入っていないことを確認し、汚れている場合はふき取るか、軽く水ですいでください。



②中身の見える袋に入れて、「プラマーク」の日に出してください。

※袋の口は、テープ止めではなく結ぶ

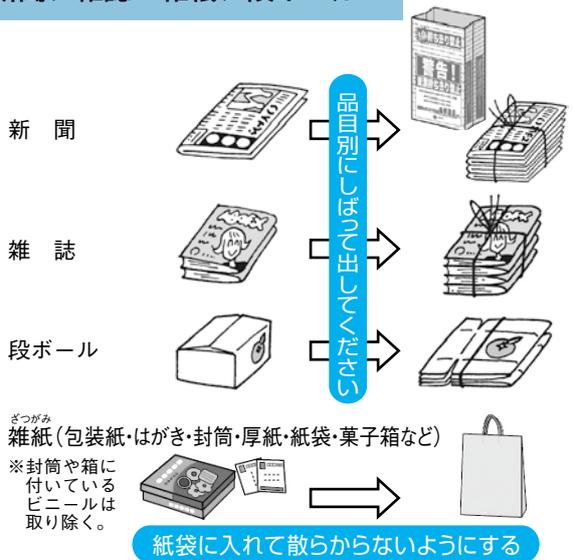


事業所からの出し方

容量に見合った有料シールを貼って出してください。



新聞、雑誌・^{ざつがみ}雑紙、段ボール

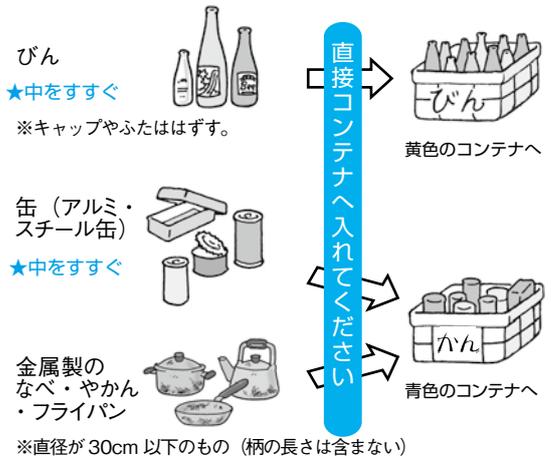


【回収できません!】

感熱紙、カーボン紙、写真、紙コップなど
→燃やすごみへ

ファイルの金具やクリップなど
→燃やさないごみへ

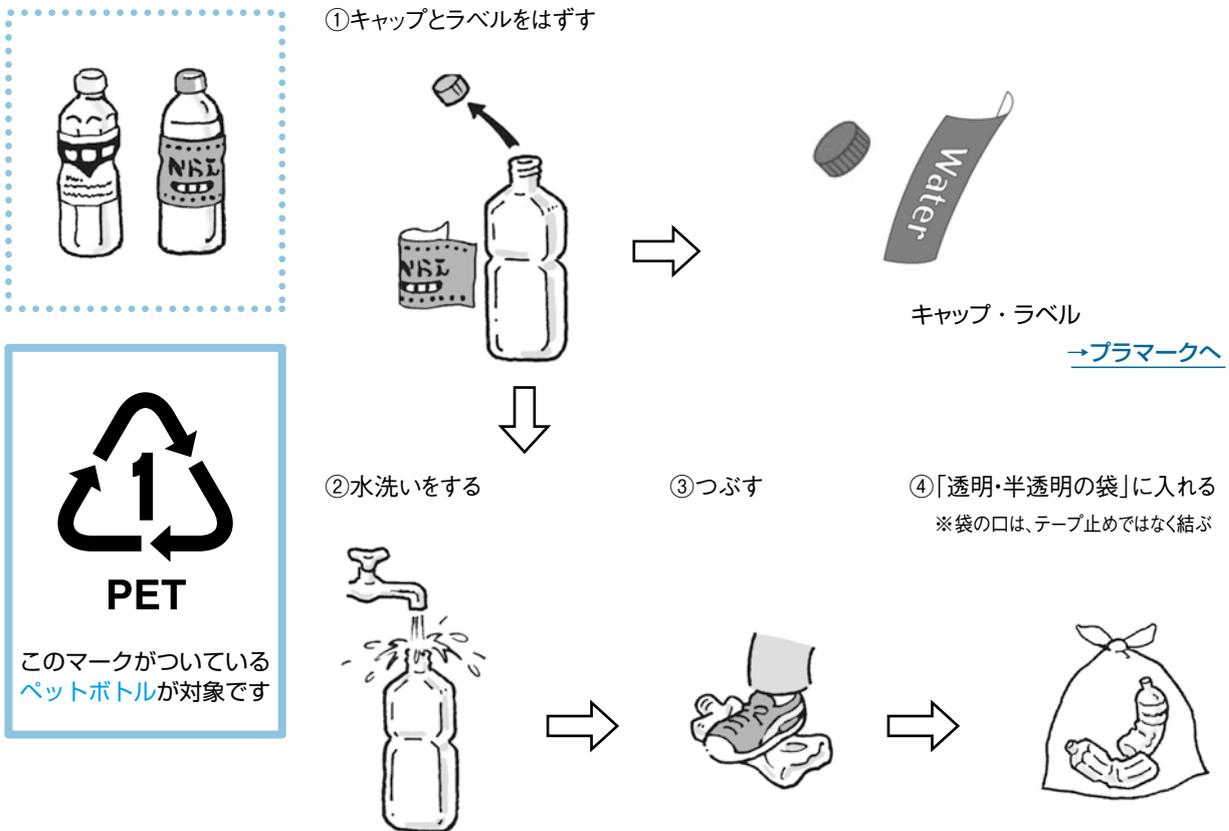
びん、缶、金属製のなべ・やかん・フライパン



【回収できません!】

びん…ひどく汚れている、割れているびん
缶…一斗缶・ひどく汚れている缶
→燃やさないごみへ

ペットボトル



【回収できません!】

汚れが落ちない、油がついているペットボトル→燃やすごみへ

スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ

《対象》スプレー缶（整髪用、殺虫剤など）、カセットコンロ用ガスボンベ



①中身を使い切っているか確認する



②「透明・半透明の袋」に入れ資源の青色コンテナに出してください。
※袋の口は、テープ止めではなく結ぶ



注意

穴は開けないでください

エアゾール缶は、風通しの良い場所で「中身排出機構、残ガス排出機構のキャップ、ボタン」等を使って中身を出し切ってください。エアゾール製品処理対策協議会（5207-9850）

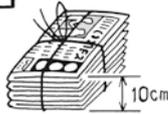
事業所からの出し方

新聞、雑誌・雑紙、段ボール



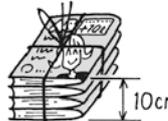
10ℓ シールを 1 枚貼る場合の例

新聞



四つ折にした場合、高さ 10cm

雑誌



高さ 10cm

ざつ
雑紙



雑紙は紙袋に入れて散らからないようにする



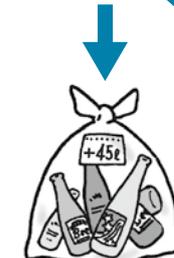
段ボール



(約 35cm×55cm×35cm) 2 枚分

びん、缶、ペットボトル、金属製のなべ・やかん・フライパン

袋の容量に見合ったシールを貼る。(袋の口は、テープ止めではなく結ぶ)



びん



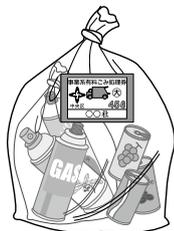
ペットボトル



缶と金属製のなべ・やかん・フライパン

・缶と金属製のなべ・やかん・フライパンは、一緒の袋に入れる。
・びん、ペットボトルは、それぞれ別の袋に入れる。

スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ ※袋の口は、テープ止めではなく結ぶ



【他の空き缶と一緒に出す場合】

スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベを半透明の袋に入れたうえで、他の缶類と一緒に「透明・半透明の袋」に入れて、貼ってください。

【スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベだけ出す場合】

まとめて「透明・半透明の袋」に入れて、貼ってください。

その他

粗大ごみ ※事業所からでる粗大ごみは収集できません。

ご家庭から出る一辺の長さがおおむね 30cm を超える家具や寝具などは粗大ごみとなります。

粗大ごみ受付センターへお申し込みください。

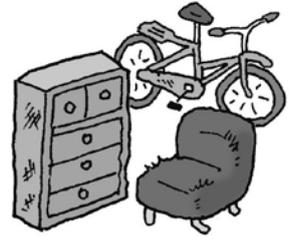
〈申込先〉

粗大ごみ受付センター ☎ (5296) 7000

受付時間：月曜日～土曜日の午前 8 時～午後 7 時まで
インターネットによる 24 時間受付も行っています。

<https://sodai.tokyokankyo.or.jp/>

有料



●品目により、処理手数料が異なります。

事業系廃棄物

【事業者の責任】

事業活動に伴って発生するごみ・資源は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません（自己処理責任の原則—廃棄物の処理及び清掃に関する法律<第 3 条>—）。

したがって、事業者から排出される廃棄物については、基本的には事業者自身によって、許可を受けた業者に委託したり、自主回収ルートを活用するなど適正な処理をすることが必要です。

区の収集を利用できる事業者は？

1 日のごみの排出量が 50kg 未満の小規模事業者です。ただし、区の収集を利用する場合には、燃やすごみ・燃やさないごみ・プラマーク・資源（種類ごとの袋）、それぞれに中央区の有料ごみ処理券が必要です。

◆ ひとことメモ ◆

事業系有料ごみ処理券および有料粗大ごみ処理券は、右のステッカーのあるお店またはコンビニエンスストアで購入できます。
（◆ 中央区の表示があるもの）

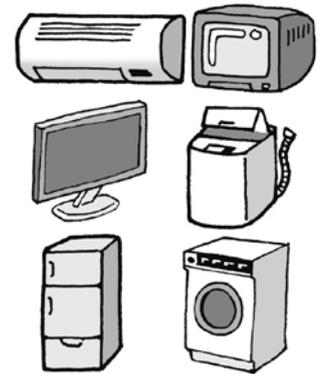


家電リサイクル法対象品目 ※業務用の家電は収集できません。

家電リサイクル法により、下記の家電製品は粗大ごみとして収集できません。

**エアコン、ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ、洗濯機、
冷蔵庫（冷凍庫）、衣類乾燥機**

- ・過去に購入したお店、または買い替えをする店に引取りを依頼してください。
- ・引越しの場合や購入した店が不明の場合は、以下へお申し込みください。



〈申込先〉

家電リサイクル受付センター ☎ (0570) 087200

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）

※家電リサイクルには「収集・運搬料金」と「リサイクル料金」がかかります。

パソコン

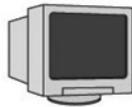
デスクトップパソコン（本体）



ノートパソコン



CRT ディスプレイ／一体型パソコン



液晶ディスプレイ／一体型パソコン



資源有効利用促進法により、パソコンメーカー等による自主的な回収・再資源化がされることになりました。これにより、パソコンは粗大ごみや燃やさないごみとして収集できません。下記の方法により回収をお申し込みください。

☆宅配便による回収

リネットジャパンリサイクル(株)と連携した宅配回収を実施しています。パソコンが含まれている場合、1箱分の回収料金（税込み1,650円）が無料です。（P.33参照）

☆パソコンメーカーによる回収

お持ちのパソコンのメーカーがわかる場合は、各メーカーに回収のお申し込みをしてください。

◎倒産したメーカーや自作のパソコンなどメーカーがわからない場合は下記にお申し込みください。

一般社団法人 パソコン 3R 推進協会 ☎ (5282) 7685 URL → <https://www.pc3r.jp/>

受付時間：月曜日～金曜日（土・日・祝日及び年末年始等の当協会休日を除く）

午前 9 時～午後 5 時まで（正午～午後 1 時を除く）



←このマークがついているパソコンは、新たに料金はかかりません。

←このマークがついていないパソコンは、リサイクル料金が必要です。（宅配便による回収では不要です。）

（平成 15 年 9 月 30 日以前に購入したもの）

【その他】

次に挙げるものは、購入店（もしくは専門業者）へご相談ください。

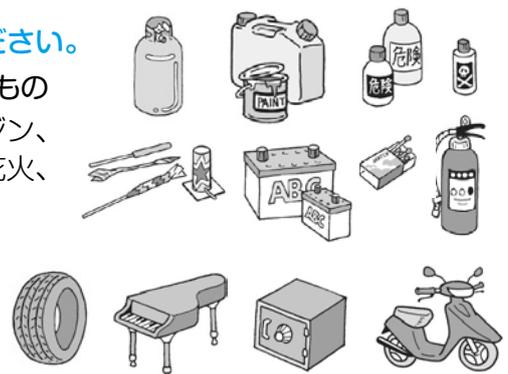
●有害性・危険性・引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの

例) ガスボンベ、石油類（ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル等）、工業薬品、花火、バッテリー、マッチ、消火器など

●その他

例) タイヤ、ピアノ、金庫、オートバイなど

※不明な点は清掃事務所にお問い合わせください。



問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 ☎ (3562) 1521

動物死体の処理

◆自分が飼っている犬や猫などのペットが 死んでしまった場合◆

自己処理が難しい場合は、25kg以下であれば、清掃事務所に引き取りを依頼することができます。 **処理手数料は、1頭 3,000円です。**

◆道路や空き地に動物の死体がある場合◆

道路や空き地の所有者または管理者にお問い合わせください。

ふれあい収集

清掃事務所の職員がお宅の玄関先まで訪問して、安否等の確認とごみや資源を収集する「ふれあい収集」を行っています。また、粗大ごみについても、収集作業員が室内から運び出し、収集を行います。



<利用できる方>

障害のある方や65歳以上の高齢者のみの世帯で、身近な人の協力を得ることができず、ごみや資源を集積所まで運び出すことが困難な方（事前の申込みが必要です）。

ふれあい指導

清掃事務所の職員が区民や事業所の皆さんとお話ししながらごみの排出マナーを向上させるため「ふれあい指導」を実施しています。

集積所のごみの分別が悪いなど、お困りの方はご相談ください。

ごみ減量・リサイクルアドバイザー

町会や自治会、マンション、事業者、商店街等からのご要望により、清掃事務所の職員を「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」として派遣し、ごみに関する問題等を皆さんと一緒に考え、ごみと資源の分け方・出し方についてアドバイスを行っています。

ご希望の方はお問い合わせください。

カラス対策

集積所をカラス等に荒らされてお困りの方に、清掃事務所では防鳥ネットの無料貸し出しを行っています。



ご希望の方はお申し込みください。

不法投棄

◎集積所で不法投棄を発見したら、清掃事務所へご連絡ください。

<集積所以外で発見した場合は、その場所の管理者へご連絡ください。>

- ・ 区道 → 環境土木部管理調整課土木監理係 ☎ (3546) 5415
- ・ 都道 → 東京都第一建設事務所 ☎ (3542) 1475
- ・ 国道 → 東京国道事務所 ☎ (3512) 9090
- ・ 公園 → 環境土木部水とみどりの課公園河川係 ☎ (3546) 5435

※私道や私有地に置かれた不法投棄は、区では撤去することができません。私有地を管理されている方は、不法投棄をさせない対策（柵を作る、貼り紙をする等）をお願いいたします。



大きな災害時のごみの出し方

大きな災害時には、一度に大量のごみが発生します。

このごみが分別されないまま出されると、処理に長い時間がかかりますので、分別収集にご協力をお願いします。



また、日々の生活ごみは、被災状況にもよりますが、約3日間は各家庭にてごみの保管をお願いします。

大きな災害時の排出場所・時間などの詳細は、災害発生後、区のホームページ等で情報提供しますので、確認してから、ごみを出してください。

⚠ 不用品回収業者にご注意ください！

「家庭の不用品を無料で回収します」と広告やチラシで宣伝し、高額な料金を請求する業者がいます。不用品回収業者は、家庭の不用品をごみとして処分することはできません。このような業者への引き渡しは、トラブルや不法投棄の原因になる可能性があります。十分にご注意ください。

関連団体一覧

◆ 官公庁

環境省環境再生・資源循環局	☎ 3 5 8 1 - 3 3 5 1 (代) https://www.env.go.jp/
東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課	☎ 5 3 8 8 - 3 5 8 6 https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/
東京二十三区清掃一部事務組合	☎ 6 2 3 8 - 0 6 0 3 https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/

◆ ごみ・リサイクル関係団体

一般社団法人 産業環境管理協会 資源・リサイクル促進センター	☎ 5 2 0 9 - 7 7 0 4 https://www.cjc.or.jp/
東京都資源回収事業協同組合	☎ 3 2 6 3 - 3 6 7 6 http://www.toushikyo.or.jp/
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会	☎ 5 5 3 2 - 8 5 9 7 https://www.jcpra.or.jp/
一般社団法人 東京都産業資源循環協会 (産業廃棄物に限る。)	☎ 5 2 8 3 - 5 4 5 5 https://www.tosankyo.or.jp/

◆ プラスチック類等

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	☎ 3 5 0 1 - 5 8 9 3 https://www.pprc.gr.jp/
PET ボトルリサイクル推進協議会	☎ 3 6 6 2 - 7 5 9 1 http://www.petbottle-rec.gr.jp

◆ 古 紙

公益財団法人 古紙再生促進センター	☎ 3 5 3 7 - 6 8 2 2 http://www.prpc.or.jp/
ちゅうおうエコ・オフィス町内会事務局代行 株式会社こんの東京営業所	☎ 0 9 0 - 6 7 8 9 - 8 6 9 9 https://www.o-cho.org/

◆ 電 池

一般社団法人 電池工業会	☎ 3 4 3 4 - 0 2 6 1 https://www.baj.or.jp/
一般社団法人 J B R C	☎ 6 4 0 3 - 5 6 7 3 https://www.jbrc.com/

◆ びん・缶

ガラスびん3R促進協議会	☎ 6 2 7 9 - 2 5 7 7 https://www.glass-3r.jp/
スチール缶リサイクル協会	☎ 5 5 5 0 - 9 4 3 1 https://www.steelcan.jp/
アルミ缶リサイクル協会	☎ 6 2 2 8 - 7 7 6 4 http://www.alumi-can.or.jp/

◆ インクカートリッジ

インクカートリッジ里帰りプロジェクト事務局	☎ 3 5 7 2 - 6 6 6 0 http://www.inksatogaeri.jp/
-----------------------	--

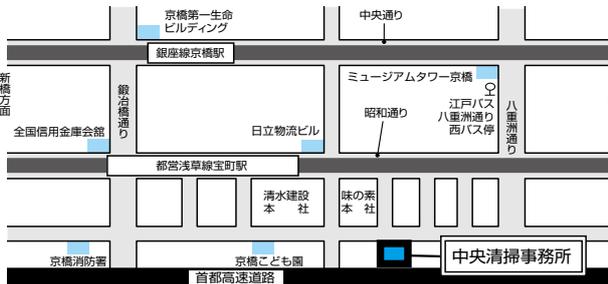
区 施 設 一 覧

■中央区役所 〒104-8404 中央区築地1-1-1
☎(3543)0211



- ・東京メトロ有楽町線「新富町」駅1番出口から徒歩1分
- ・東京メトロ日比谷線「築地」駅3・4番出口から徒歩5分

■中央清掃事務所 〒104-0031 中央区京橋1-19-6
☎(3562)1521



- ・都営浅草線「宝町」駅A8番出口から徒歩3分
- ・東京メトロ銀座線「京橋」駅4・6番出口から徒歩7分

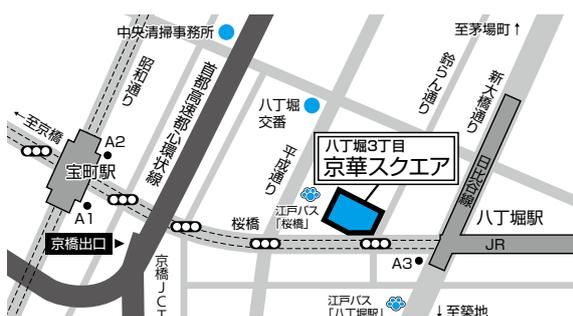
■晴海地域交流センター(旧ほっとプラザはるみ)

※リニューアル工事中(令和5年10月開設予定)
〒104-0053 中央区晴海5-2-3



- ・都営大江戸線「勝どき」駅A3番出口から徒歩16分
- ・都営バス「ほっとプラザはるみ」バス停から徒歩3分

■京華スクエア 〒104-0032 中央区八丁堀3-17-9
※令和5年10月にリサイクルハウスかざぐるま八丁堀が移転オープン



- ・東京メトロ日比谷線/JR京葉線「八丁堀」駅A3番出口から徒歩1分
- ・都営浅草線「宝町」駅A1・A2番出口から徒歩5分
- ・江戸バス(北循環)「八丁堀駅」バス停から徒歩2分、「桜橋」バス停から徒歩3分

■リサイクルハウスかざぐるま明石町

※令和5年8月下旬に休館し、京華スクエアでリサイクルハウスかざぐるま八丁堀として令和5年10月に移転オープン

〒104-0044 中央区明石町14-1
☎(3546)2991



- ・東京メトロ有楽町線「新富町」駅4番出口から徒歩10分
- ・東京メトロ日比谷線「築地」駅3番出口から徒歩5分
- ・都営バス「聖路加病院前」バス停から徒歩1分
- ・江戸バス(南循環)「聖路加国際病院」バス停から徒歩1分

■リサイクルハウスかざぐるま箱崎町

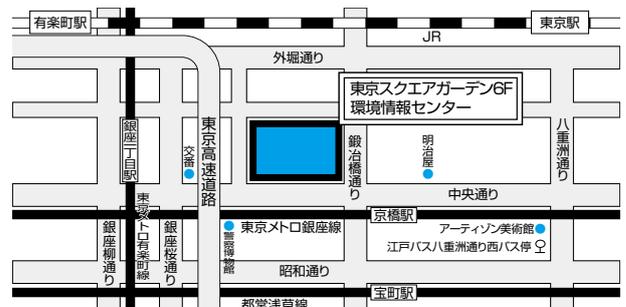
〒103-0015 中央区日本橋箱崎町36-15
☎(3668)5037



- ・東京メトロ半蔵門線「水天宮」駅1番出口から徒歩3分
- ・東京メトロ日比谷線/都営浅草線「人形町」駅A1番出口から徒歩10分
- ・江戸バス(北循環)「箱崎町」バス停から徒歩1分

■環境情報センター

〒104-0031 中央区京橋3-1-1
東京スクエアガーデン6階
京橋環境ステーション内
☎(6225)2433



- ・東京メトロ銀座線「京橋」駅3番出口すぐ
- ・東京メトロ有楽町線「銀座一丁目」駅7番出口から徒歩2分
- ・都営浅草線「宝町」駅A4番出口から徒歩2分
- ・JR「東京」駅八重洲南口から徒歩6分
- ・JR「有楽町」駅京橋口から徒歩6分
- ・江戸バス(北循環)「八重洲通り西」バス停から徒歩3分

2023年度

清掃・リサイクル ハンドブック

Cleaning and recycling Handbook



刊行物登録番号 4-083

編集・発行 中央区環境土木部中央清掃事務所
中央区京橋 1-19-6 ☎03(3562)1521

印刷 中部印刷株式会社東京支社
中央区日本橋小伝馬町4-9 9F ☎03(6661)6821

2023年3月発行

